

にしのみやの 保護樹木



地域のシンボルとして、今日まで歴史を刻んできた名木・巨木・古木
大切に保全し、次世代へ残していきましょう！

西宮市

自然

癒し

シンボル



保護樹木

○制度の概要

市街地又はその周辺に所在する樹木で、美観風致を維持するため保全することが必要な樹木を指定対象としており、現在海清寺のクスノキなど129本（23樹種）を指定しています。 ※2023年1月末現在

○保護樹木等の指定基準

保護樹木は、名木、巨樹、奇形、珍奇な木、生育状況が特殊な樹木、樹形若しくは樹容が優れた樹木、学術的若しくは歴史的意義のある樹木など

- (1) 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上あるもの
- (2) 高さが15メートル以上あるもの
- (3) 株立ちした樹木で、高さが3メートル以上あるもの
- (4) はん登性樹木で、枝葉の面積が30平方メートル以上あるもの

自然と共生するまちづくりに関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、本市における自然環境の保全に関して必要な事項を定めることにより、生物多様性の保全を図るとともに、自然と共生するまちづくりを進めることを目的とする。

（保護樹木等に係る行為の制限等）

第26条 保護樹木について、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。ただし、当該保護樹木に指定された日前に着手している行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

- (1) 保護樹木に対して影響を与える建築物その他の工作物を新築し、改築し、増築し、又は移転すること。
- (2) 保護樹木を伐採し、損傷し、又は移植すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該保護樹木の保全に影響を及ぼすおそれのある行為として規則で定めるもの

（保護樹木等の保全義務）

第29条 所有者等は、保護樹木又は景観樹木の保全及び管理に努めなければならない。

2 事業者及び市民は、保護樹木等について理解と関心を深めるとともに、保護樹木等の保存に協力しなければならない。

枝や葉のこと

樹木は、葉で光合成することによって必要な栄養素や酸素をつくりだしています。樹木にとって葉はとても大事で無駄な葉は一枚もありません。

樹木が枝いっぱいにつけていることは、その樹木が健康で成長していることの証なのです。

強剪定のこと

樹木は、やむをえず剪定する場合を除き、出来るだけ強い剪定はするべきではありません。切り口から幹などを空洞にしてしまう材質腐朽菌が侵入するからです。

また、剪定することで葉を無くしてしまうと、その樹木は栄養不足におちいってしまいます。結果、病気に弱い状態へとつながる悪循環となってしまいます。

枯れ枝のこと

樹木を見上げた時、枯れ枝がある場合は、何らかの原因が考えられます。

- ①病虫害によるもの
- ②樹勢不良（根が傷んでいる、幹が傷んでいるなど）
- ③外的要因（過度な大気汚染など）

枯れた枝がそのまま残っている場合は、落ちると大変危険です。切除するなど適切に処置する必要があります。

空洞ときのこと

幹にサルノコシカケなどきのこが生えていたら、その樹木の枝や幹には空洞がある可能性があります。樹木医など、樹木の専門家の診断が必要です。



樹木の健康チェック

- 上の枝が枯れている
- 下の枝が枯れている
- 枝葉の密度（枝や葉の量）が少なくなっている
- 幹の状態（コケやカビなどが生えている）
- サルノコシカケなどキノコが生えている

3つ以上

チェックがいたら・・・

専門家による樹勢回復（根系回りの環境改善など）が必要です。

担当課にご相談ください。

西宮市内の保護樹木

いろいろ

ランキング

★大きさをベスト3

★本数をベスト3

- 1位 海清寺の大グス ※指定No. 22
- 2位 山口町中野の大カヤ ※指定No. 154
- 3位 甲子園口5丁目のクス ※指定No. 59

- 1位 クス 75本
- 2位 エノキ 14本
- 3位 クロマツ 11本

※胸高の幹の周囲の大きいもの

クスノキは、西宮市内の保護樹木の中で一番大きい木です。保護樹木として登録されている木の中でも最も本数も多く、市のシンボルの木となっています。

Q 枯れ枝などがあり危険です。どうすればいいですか？

A 市にご相談ください。

保護樹木の日常管理は樹木所有者が責任を持って行う必要があります。枯れ枝を放置するとやがては、直下に落下する恐れがありますので、大変危険です。民法第717条には土地の工作物の設置または、保存の瑕疵のあることによって他人に損害が生じた場合には、場合により所有者が責任を負わなければならないとなっております。

樹木所有者もしくは市まで連絡いただきますようお願いいたします。



部分的に枯れが...

Q 隣地の保護樹木の枝が越境してきて困っています。

A 保護樹木の所有者にご相談ください。

民法第233条には、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができます。

隣地に伸びる越境枝から生じる大量の落ち葉の害や枝が建物にあたるなど、直接被害が隣地に生じた場合は、樹木所有者は適切にこれを処置する必要があります。樹木所有者は、剪定の強弱など越境枝の範囲などについて、隣地所有者とお話し合いをいただき、適切に維持管理いただきますようお願いいたします。

保護地区等保存奨励金
について

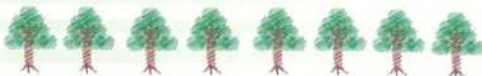
保護地区等保存奨励金は、保護樹木所有者等に対し助成措置として、良好に保安全管理いただくよう清掃費用などの一部として交付しております。

良好な保存管理にご協力ください。

ウ オッチング
保護樹木

保護樹木を探してみよう！
各小学校区別一覧表を確認してください。
最も多い地域は市役所周辺です。

VEGETABLE OIL INK 再生紙を使用しています



《保護樹木・景観樹林のご相談窓口》

西宮市役所 花と緑の課
甲子園浜自然環境センター
西宮市枝川町19-10
TEL 0798-49-6401



保護樹木の近くには、写真のような看板があります。
※看板が見当たらない場合は、敷地内を探してみてください。

インターネットでもご確認いただけます。

◆西宮市公式ホームページ <http://www.nishi.or.jp>

または

◆各種検索サイトより

写真やWEB-GIS情報で位置を確認できます。
大きな樹木ばかりなので遠くからでも確認することができます。